



発行 東京都

目次

告示

公告

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

○特定非営利活動法人の認定……………

…(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○肥料検査成績の公表……………

…(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)…

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………

…(下水道局)…

告示

●東京都告示第千七百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十二月五日	福生市大字福生字奈賀七百九十八番十五、同番二十四、七百九十九番五、八百番一、同番四及び八百一番一の各一部	延長六一・八〇幅員五・四五
----------------------	------------	--	---------------

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本がん登録協議会

二 代表者の氏名

猿木 信裕

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座八丁目十九番十八号 第三東栄ビル

五〇三

四 認定の有効期間

平成三十年十一月二十七日から平成三十五年十一月二十六日まで

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十二月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

JR町田駅ビル

二 店舗所在地

町田市原町田六丁目一番十一号

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の設置者の

富田 哲郎

<p>一 店舗名 東光ビル</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十七 縦覧期間 平成三十年十二月二十六日から平成三十一年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 届出日 平成三十年十一月二十七日</p>	<p>十四 変更日 平成三十年九月一日ほか</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 小田 淳(株式会社イプサ)ほか</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 宮澤 雅之(株式会社イプサ)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前一丁目五番八号(株式会社ビームス)ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前三丁目二十五番十五号(株式会社ビームス)ほか</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イプサほか六名</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社シップスほか五十二名の氏名又は名称</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社シップスほか五十三名の氏名又は名称</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p>	<p>代表者名</p>		
	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 平成三十年十二月二十六日から平成三十一年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 届出日 平成三十年十一月二十九日</p>	<p>十二 変更日 平成三十年六月十五日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 須田 清</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 高橋 一郎</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストア</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 吉田 隆太郎</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 石村 龍道</p>	<p>六 変更後の設置者名 丸紅リアルエステートマネジメント株式会社</p>	<p>五 変更前の設置者名 丸紅不動産株式会社</p>	<p>四 設置者住所 港区芝五丁目二十番六号</p>	<p>三 設置者名 丸紅リアルエステートマネジメント株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 目黒区上目黒一丁目二十一番十二号</p>	
<p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧期間 平成三十年十二月二十六日から平成三十一年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 届出日 平成三十年十一月二十七日</p>	<p>十三 変更日 平成三十年四月一日ほか</p>	<p>十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社グー1ほか二十二名</p>	<p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定</p>	<p>十 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二</p>	<p>九 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎</p>	<p>八 変更後の店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一</p>	<p>七 変更前の店舗所在地 国立市北一丁目十四番十七の一部ほか十八筆</p>	<p>六 変更後の店舗名 nonowa国立WEST</p>	<p>五 変更前の店舗名 T (仮称) nonowa国立WEST</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一</p>	<p>一 店舗名 nonowa国立WEST</p>

時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十二月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

東光ビル

二 店舗所在地

目黒区上目黒一丁目二十一番十二号

三 設置者名

丸紅リアルエステートマネジメント株式会社

四 設置者住所

港区芝五丁目二十番六号

五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数

店舗東側 五十台

六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数

店舗南側 五十台

七 変更前の開店時刻

午前十時。ただし、年間二百四十

八 変更後の開店時刻

午前八時
日に限り午前九時

九 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯

午前九時三十分から翌午前零時十分まで。ただし、年間二百四十日に限り午前八時三十分から翌午前零時十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時十分まで

十一 変更日

平成三十年十二月一日ほか

十二 届出日

平成三十年十一月二十九日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

平成三十年十二月二十六日から平成三十一年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

特殊肥料

平成30年4月から9月分まで

特殊肥料の 指定名	生産(輸入又は 販売)届出業者	届出名 (商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
動物の排せつ物	前田 浩利	牛糞	2.1	1.9	1.5	25	123	3.5	18	84.5	
堆肥	株式会社オカベ園芸産業	腐葉土(東京奥多摩産たい肥)	1.1	0.3	0.4	25	57	2.5	31	59.5	
堆肥	株式会社オカベ園芸産業	完熟有機たい肥	1.5	1.6	2.1	35	87	4.4	25	55.1	
堆肥	株式会社オカベ園芸産業	完熟堆肥	2.2	2.4	3.8	47	115	4.9	16	51.5	
堆肥	福島 誠一郎	有機質発酵堆肥	2.9	2.1	3.0	51	611	4.3	12	60.4	
堆肥	川鍋 芳美	たい肥(家きんのふん)	2.7	6.1	4.9	55	556	15.7	11	29.1	
堆肥	山田 茂治	堆肥	1.4	1.9	2.4	43	199	11.1	20	46.0	
はっこう米ぬか	特定非営利活動法人21世紀自然環境循環研究所	夢一番	3.4	8.1	3.2	3	85	0.1	14	11.1	
堆肥	田中 敏夫	鶏糞堆肥	2.9	3.0	1.5	62	331	13.6	11	49.1	
堆肥	中里 伊平次	たい肥	2.8	2.1	4.2	35	251	4.4	14	77.6	
堆肥	株式会社藤紋	エコロジーパーク	1.7	0.6	0.5	79	129	3.9	19	66.9	
堆肥	社会福祉法人にじの会	おから堆肥	3.4	1.8	3.2	13	87	2.0	12	18.3	
堆肥	大塚 利一	牛ふんたい肥	2.3	3.1	5.6	100	718	4.0	14	18.6	
堆肥	多摩市長	土壌改良材	1.2	0.5	0.9	8	29	1.9	49	55.5	
堆肥	由木 勉	発酵鶏糞	2.4	5.7	3.8	23	267	12.3	13	23.0	
堆肥	大木 聡	牛糞堆肥	1.9	0.9	1.3	10	56	2.3	22	83.2	
動物の排せつ物	篠原 國夫	伊豆大島シルキーファーム	3.4	2.3	1.8	33	162	12.4	10	14.6	
堆肥	株式会社大島牛乳	モーさんのウンチ	2.0	3.6	3.1	50	254	11.3	12	51.0	
堆肥	伊藤 貴芳	伊藤鶏糞肥料	2.7	4.4	3.6	56	511	10.0	12	45.8	
堆肥	立川市長	立川市せん定枝堆肥	1.9	0.5	1.2	13	52	2.6	23	57.2	
堆肥	増田 好宏	たい肥	1.2	1.0	1.4	37	106	1.2	27	60.2	
堆肥	公益財団法人東京都農林水産振興財団	とうきょう元気堆肥	2.3	2.3	2.5	41	209	4.0	17	34.2	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年十二月二十六日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
平成三十年十月十七日	三三三七	中設エンジ株式会社	中設エンジ株式会社	中央区日本橋本町二丁目七番一號
		社東京事業本部	社東京事業本部	野村不動産日本橋本町ビル七階

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年十月二日	四〇四三	株式会社サンセイ	武蔵村山市中央二丁目七十三番地	武蔵村山市中央一丁目五十七番地
同月三日	五〇三八	PAクリエイト株式会社	杉並区南荻窪四丁目十一番十號	杉並区荻窪四丁目七番十一號
		株式会社西央マンシヨン二階	西央マンシヨン二階	七西央ビル二階
同月十日	一七五四	有限会社猿渡設備工業所	世田谷区喜多見二丁目二十一番十	世田谷区岡本一丁目三十二番三號

三 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名	事業所所在地
平成三十年一月一日	五一六六	株式会社東洋エーシー	小田桐博美	新川 博美	渋谷区猿楽町五番十四號
同月四日	五四一四	タカハシ設備	高橋真紀子	佐々木 真紀子	渋谷区猿楽町五番十四號
同月十日	二九三二	株式会社伊藤住設	関口 良伸	伊藤 正和	中央区日本橋本町二丁目七番一號
同月九日	二二二八	有限会社丸橋設備工業	平井 昭彦	丸橋 一郎	中央区日本橋本町二丁目七番一號
同月十二日	四一五六	有限会社あつとほーむ社	大隅 洋平	大隅 則夫	中央区日本橋本町二丁目七番一號

同月三十一日 三〇一六 中島工業株式会社 中島 修 中島 三郎

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成三十年十二月二十六日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五五五〇	立花建設株式会社	立花 武士	練馬区向山四丁目三十五番十八號
五五五一	株式会社N4エンジニアリング	大西 規夫	八王子市堀之内二丁目二十七番地二番
五五五二	誠興産株式会社	飯村 誠	東村山市久米川町一丁目五十八番地二

二 指定年月日

平成三十年十一月十四日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。